**令和７年度**

**【No.11-３】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○ 指定自立生活援助**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地  及び電話番号 |  |
| 事業者の名称 |  |
| FAX番号 |  |
| HP,Eメールアドレス |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定自立生活援助）

第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

第２　人員に関する基準

１　指定自立生活援助事業所の従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

２　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

第３　設備に関する基準

　設備及び備品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

第４　運営に関する基準

１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

２　契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

５　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

10　身分を証する書類の携行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

11　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

12　指定自立生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる

金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

13　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

14　利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

15　訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

16　指定自立生活援助の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

17　自立生活援助計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

18　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

19　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

20 定期的な訪問による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

21　随時の通報による支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

22　支給決定障害者等に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

23　管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

24　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

25　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

26　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

27　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

28　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

29　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

30　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

31　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

32　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

33　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

34　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

35　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

36 記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

37 電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

第５　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

２　自立生活援助サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

３　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

４　ピアサポート体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

５　初回加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

５－２　集中支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

６　同行支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

７　緊急時支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

８　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

９　日常生活情報提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

10　居住支援連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

11　地域居住支援体制強化推進加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

12　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

13　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

14　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

15　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

指定自立生活援助

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 16 | 就業規則 | 有・無 |
| 17 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 19 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 20 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 22 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 23 | 変更届(控) | 有・無 |
| 24 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 25 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 27 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 28 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 29 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

Ⅱ　**主眼事項及び着眼点（自立生活援助）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針 | (1) 指定自立生活援助事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定自立生活援助を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか  (4) 指定自立生活援助の事業は，利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問，当該利用者からの相談対応等により，当該利用者の状況を把握し，必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が，保健，医療，福祉，就労支援，教育等の関係機関との密接な連携の下で，当該利用者の意向，適性，障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて，適切かつ効果的に行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録 | 法第43条  平18厚令171第３条第１項平25県条例第37号  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第206条の13 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第２　人員に関する基準  １　指定自立生活援助事業所の従業者の員数  (1) 地域生活支援員  (2) サービス管理責任者  (3) 利用者数の算定  (4) 職務の専従  ２　管理者 | 指定自立生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  ①　地域生活支援員は，指定自立生活援助事業所ごとに，１以上となっているか。  ②　①に規定する地域生活支援員の員数の標準は，利用者の数が25又はその端数を増すごとに１となっているか。  指定自立生活援助事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　サービス管理責任者が常勤である場合　次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ①又は②に掲げる数  　　①　利用者の数が60以下　1以上  　　②　利用者の数が61以上　1に，利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  イ　ア以外の場合　次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ①又は②に掲げる数  ①　利用者の数が30以下　1以上  ②　利用者の数が31以上　1に，利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  （ただし，指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業又は地域定着支援事業の指定を受け，かつ，指定自立生活援助事業と指定地域移行支援又は指定地域定着支援事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては，指定地域相談支援基準に規定される相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。）  利用者の数は，前年度の平均値となっているか。  ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数によっているか。  指定自立生活援助の従業者は，専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし，指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は，当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定自立生活援助事業所以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【サービス管理責任者】  指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については，常勤換算方法により，必要な員数の配置が求められるものではないが，サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から，必要な勤務時間が確保されている必要があること。  指定自立生活援助事業所と併設する指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所を一体的に運営している場合は，当該事業所に配置された相談支援専門員については，指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者の職務と兼務して差し支えない。  また，指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については，当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。  【職務の専従】  利用者に対するサービス提供に支障がない場合は，従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。この場合においては，指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を，兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとする。  なお，利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し，指定自立生活援助事業所の従業者が，指定地域移行相談支援事業所，指定地域定着支援事業所，指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか，併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については，サービス提供に支障がない場合として認めるものとする。  【管理者】  ○　指定自立生活援助事業所の管理者は，以下の場合であって，当該指定自立生活援助事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。  ア　当該指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  イ　当該指定自立生活援助事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所又は施設等の管理者，サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定自立生活援助事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料  　など  ○前年度利用者管理台帳  ○従業者の勤務実態が分かる書類（出勤簿等）  ○管理所の雇用形態が分かる書類  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表 | 法第43条第１項  平18厚令171  第206条の14第１項第１号  平18厚令171  第206条の14第２項  平18厚令171  第206条の14第１項第２号  平18障発第1206001号  第十四１(2)，(3)，(4)  平18厚令171  第206条の14第3項及び第4項  平24厚令27  第40条（準用第3条）  平18厚令171  第206条の14第３項    平18厚令171  第206条の14第４項  平18障発第1206001号  第十四１(5)  平18厚令171第206条の15  準用（第51条）  平18障発第1206001号  第四１(7) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３　設備に関する基準  設備及び備品等 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに，指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【事務室】  指定自立生活援助事業所には，事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが，間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は，他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。  なお，この場合に，区分がされていなくても業務に支障がないときは，指定自立生活援助の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。  【受付等のスペースの確保】  事務室又は指定自立生活援助の事業を行うための区画については，利用申込みの受付，相談，計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし，相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。  【設備及び備品等】  指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし，他の事業所，施設等と同一敷地内にある場合であって，指定自立生活援助の事業又は当該他の事業所，施設等の運営に支障がない場合は，当該他の事業所，施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。  なお，事務室又は区画，設備及び備品等については，必ずしも事業者が所有している必要はなく，貸与を受けているものであっても差し支えない。 | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】 | 平18厚令171第206条の16  準用（第206条の５）  平18障発第1206001号  第十四２  準用第十三２⑴⑵⑶ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意  ２　契約支給量の報告等 | (1) 指定自立生活援助事業者は，支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制等，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  なお，利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。  (1) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助を提供するときは，当該指定自立生活援助の内容，契約支給量，その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  (2) 契約支給量の総量は，当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  (4) 指定自立生活援助事業者は，受給者証記載事項に変更があった場合に，(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項  　①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  　②　当該事業の経営者が提供する指定自立生活援助の内容  　③　当該指定自立生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　④　指定自立生活援助の提供開始年月日  　⑤ 指定自立生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口  ○　受給者証への記載事項  ①　当該事業者及びその事業所の名称  ②　当該指定自立生活援助の内容  ③　当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）  ④　契約日等  ○　当該契約に係る指定自立生活援助の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定自立生活援助の量を記載すること。 | ○運営規程  ○重要事項説明書  ○利用料金等の説  明文書，パンフレットなど  ○同意に関する記  録  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○その他利用者に交付した書面  ○受給者証（写）  ○受給者証（写）  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書  ○受給者証（写）  ○契約内容報告書 | 法第43条第２項  平18厚令171第206条の20  準用（第９条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(1)  平18厚令171第206条の20  準用（第９条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(1)  平18厚令171第206条の20  準用（第10条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(2)①  平18厚令171第206条の20  準用（第10条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第10条第３項）  平18障発第1206001号  第三３(2)③  平18厚令171第206条の20  準用（第10条第４項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　提供拒否の禁止  ４　連絡調整に対する協力  ５　サービス提供困難時の対応  ６　受給資格の確認  ７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | 指定自立生活援助事業者は，正当な理由がなく指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。    指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  　指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有・無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由  　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  　② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難な場合  ※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年3月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  　④　入院治療が必要な場合 | ○受給者証（写） | 平18厚令171第206条の20  準用（第11条）  平18障発第1206001号  第三３(3)  平18厚令171第206条の20  準用（第12条）  平18厚令171第206条の20  準用（第13条）  平18厚令171第206条の20  準用（第14条）  平18厚令171第206条の20  準用（第15条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第15条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　心身の状況等の把握  ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  10　身分を証する書類の携行  11　サービスの提供の記録 | 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助を提供するに当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，従業者に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。  (2) 証書等には，当該指定自立生活援助事業所の名称，当該従業者の氏名を記載しているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助を提供した際は，当該指定自立生活援助の提供日，内容その他必要な事項を，指定自立生活援助の提供の都度,記録しているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，(1)の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　証書等には，当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいこと。  ○ 提供の記録事項  ①　当該指定自立生活援助の提供日  ②　提供したサービスの具体的内容（例えば，身体介護と家事援助の別等）  ③　実績時間数，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項  ○　サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から，利用者の確認を得ること。 | ○アセスメント表  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○身分を証する書類（名札等）  ○サービス提供の記録  ○同上 | 平18厚令171第206条の20  準用（第16条）  平18厚令171第206条の20  準用（第17条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第17条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第18条）  平18障発第1206001号  第三３(8)  平18厚令171第206条の20  準用（第19条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(9)①  平18厚令171第206条の20  準用（第19条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(9)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 12　指定自立生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  13　利用者負担額等の受領 | (1) 指定自立生活援助事業者が，指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  （ただし，13の(1)から(3)までに掲げる支払については，この限りでない。）  (1) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額のほか，支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合に，支給決定障害者等から受けることのできる，それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。  (4) 指定自立生活援助事業者は，(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  (5) 指定自立生活援助事業者は，(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者等に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者等の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者の直接便益を向上させるものについては，次の要件を満たす場合に，利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  　①　指定自立生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  　②　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。 | ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上  ○領収書  ○重要事項説明書 | 平18厚令171第206条の20  準用（第20条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(10)  平18厚令171第206条の20  準用（第20条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第21条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第21条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第21条第３項）  平18厚令171第206条の20  準用（第21条第４項）  平18厚令171第206条の20  準用（第21条第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　利用者負担額に係る管理  15　訓練等給付費の額に係る通知等  16　指定自立生活援助の取扱方針 | 指定自立生活援助事業者は，支給決定障害者等の依頼を受けて，当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　この場合において，当該指定自立生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，法定代理受領により市町村から指定自立生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定自立生活援助の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，自立生活援助計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  (3) 指定自立生活援助事業所の従業者は，指定自立生活援助の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  (4) 指定自立生活援助事業者は，その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供証明書の記載事項  ①　提供した指定自立生活援助の内容  ②　費用の額  ③　その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項  ○　「支援上必要な事項」とは，指定自立生活援助計画の目標及び内容のほか，行事及び日課等も含む。  ○　指定自立生活援助事業者は，自らその提供する指定自立生活援助の質の評価を行うことはもとより，第三者による外部評価の導入を図るよう努め，常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | ○利用者負担額上限管理通知(控)  ○通知の写し  ○サービス提供証明書（控）  ○自立生活援助計画(利用者ごと)  ○実績記録など  ○研修受講記録  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録 | 平18厚令171第206条の20  準用（第22条）  平18厚令171第206条の20  準用（第23条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第23条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(13)②  平18厚令171第206条の20  準用（第57条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第57条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第57条第３項）  平18障発第1206001号  第四３(6)①  平18厚令171第206条の20  準用（第57条第４項）  平18障発第1206001号  第四３(6)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　自立生活援助計画の作成等 | (1) 指定自立生活援助事業所の管理者は，サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画（自立生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。  (2) サービス管理責任者は，自立生活援助計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  (3) アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。  (4) アセスメントに当たっては，利用者に面接して行なっているか。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。  (5) サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定自立生活援助の目標及びその達成時期，指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。  この場合において，当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。  (6) サービス管理責任者は，利用者及び当該利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う自立生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに，自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　自立生活援助計画には，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期，指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した書面である。  ○　自立生活援助計画は，利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録 | 平18厚令171第206条の20  準用（第58条第１項）  平18障発第1206001号  第四３(7)  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第３項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第４項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第５項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第６項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 18　サービス管理責任者の責務 | (7) サービス管理責任者は，自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。  (8) サービス管理責任者は，自立生活援助計画を作成した際には，当該自立生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。  (9) サービス管理責任者は，自立生活援助計画の作成後，自立生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに，少なくとも３月に１回以上，自立生活援助計画の見直しを行い，必要に応じて自立生活援助計画の変更を行っているか。  (10) サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  (11) 自立生活援助計画に変更のあった場合，(2)から(8)に準じて取り扱っているか。  (1) サービス管理責任者は，自立生活援助計画の作成等務のほか，次に掲げる業務を行っているか。  ①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②　利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。  ③　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  (2) サービス管理責任者は,業務を行うに当たっては,利用者の自己決定の尊重を原則とした上で,利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○利用者に交付した記録  ○個別支援計画  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)から(8)に掲げる確認資料  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録 | 平18厚令171第206条の20  準用（第58条第７項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第８項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第９項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第10項）  平18厚令171第206条の20  準用（第58条第11項）  平18厚令171第206条の20  準用（第206条の６第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第206条の６第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 19　相談及び援助  20　定期的な訪問等による支援  21　随時の通報による支援等  22　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | 指定自立生活援助事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。  指定自立生活援助事業者は，定期的に利用者の居宅を訪問することにより，又はテレビ電話装置等を活用して，当該利用者の心身の状況，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い，必要な情報の提供及び助言並びに相談，指定障害福祉サービス事業者等，医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，利用者からの通報があった場合には，速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，(1)の状況把握を踏まえ，当該利用者の家族，当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等，医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ，適切な方法により，当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。  指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【定期的な訪問による支援】  　利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言，相談，同行による支援，指定障害福祉サービス事業者等や医療機関，地域住民等との連絡調整を行うものとする。  なお，利用者の生活状況を把握し，適切な支援を行うために，定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯，利用者の状況，対応の内容等）を具体的に記録するものとする。  【随時の通報による支援等】  利用者の心身の状況に応じて，適切な対応を行うために，随時の通報による措置の内容（通報のあった時間，相談又は要請の内容，対応の状況等）を具体的に記録するものとする。 |  | 平18厚令171第206条の20  準用（第60条）  平18厚令171第206条の18  平18障発第1206001号  第十四３(3)②  平18厚令171  第206条の19第1項  平18厚令171  第206条の19第2項  平18障発第1206001号  第十四３(4)①  平18厚令171  第206条の19第3項  平18厚令171第206条の20準用（第29条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 23　管理者の責務  24　運営規程 | (1) 指定自立生活援助事業所の管理者は，当該指定自立生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 指定自立生活援助事業所の管理者は，当該自立生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第15章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種，員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧　その他運営に関する重要事項  ※　指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。  　　加えて，要支援者の支援終了後の適切な引き継ぎのための体制の構築に関し，要支援者情報の共有に係る責任者の専任や指針の策定についても明記すること。 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ⑤　通常の事業の実施地域  通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定されるものとすること。なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。  ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  指定自立生活援助事業者は，障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが，サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては，事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。  ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項  虐待の防止のための措置については，「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において，障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが，より実効性を担保する観点から，指定自立生活援助事業者は，利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について，あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。  具体的には，  ア　虐待の防止に関する担当者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)  等を指すものであること。 | ○他の業務等と兼  務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿  ○運営規程 | 平18厚令171第206条の20  準用（第66条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第66条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第206条の10）  平18障発第1206001号  第十三３(5)  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 25　勤務体制の確保等 | (1) 指定自立生活援助事業者は，利用者に対し，適切な指定自立生活援助を提供できるよう，指定自立生活援助事業所ごとに，従業者の勤務体制を定めているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助事業所ごとに，当該指定自立生活援助事業所の従業者によって当該指定自立生活援助を提供しているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  (4) 指定自立生活援助事業者は，適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 平18障発第1206001号第三３(22)  ①　指定自立生活援助事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者については，日々の勤務時間，職務の内容，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，サービス提供責任者である旨等を明確にすることを定めたものであること。  ②　指定自立生活援助事業所の従業者とは，雇用契約その他の契約により，当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。  ③　研修機関が実施する研修や当該指定自立生活援助事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。  ④　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき，指定自立生活援助事業者には，職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ，規定したものである。指定自立生活援助事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定自立生活援助事業者が講じることが望ましい取組については，次のとおりとする。なお，セクシュアルハラスメントについては，上司や同僚に限らず，利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 | ○勤務体制及び勤  務形態の書類  ○勤務表  ○辞令又は雇用契  約書（写）  ○勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類  ○職員の研修の記録など  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | 平18厚令171第206条の20  準用（第33条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(22)①  平18厚令171第206条の20  準用（第33条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(22)②  平18厚令171第206条の20  準用（第33条第３項）  平18障発第1206001号  第三３(22)③  平18厚令171第206条の20  準用（第33条第４項）  平18障発第1206001号  第三３(22)④ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26　業務継続計画の策定等 | (1) 指定自立生活援助事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  　※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 平18障発第1206001号第三３(22)つづき  ア　指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  イ　指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 平18厚令171第206条の20  準用(第33条の２第１項)  平18障発第1206001号  第三３(23)  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第206条の20  準用(第33条の２第２項)  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第206条の20準用(第33条の２第３項)  令３厚令10附則第３条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 27　衛生管理等  28　掲示 | (1) 指定自立生活援助事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，当該指定自立生活援助事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定自立生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定自立生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定自立生活援助事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  　　※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，指定自立生活援助事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 指定自立生活援助事業者は，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 | ○感染予防に関するマニュアルなど  ○衛生管理等に関する記録  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 平18厚令171第206条の20  準用（第34条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(24)  平18厚令171第206条の20  準用（第34条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第34条第３項）  平18厚令171第206条の20  準用(第35条第１項・第２項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 29　秘密保持等  30　情報の提供等  31　利益供与等の禁止 | (1) 指定自立生活援助事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，他の指定居宅介護事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該自立生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定自立生活援助事業者は，当該指定自立生活援助事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこと。  ○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定自立生活援助事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。  　　なお，この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | ○就業規則  ○秘密保持に関する就業時の取り決め  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○利用者等の同意書  ○パンフレットなど  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平18厚令171第206条の20  準用（第36条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第36条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(27)②  平18厚令171第206条の20  準用（第36条第３項）  平18障発第1206001号  第三３(27)③  平18厚令171第206条の20  準用（第37条第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第37条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第38条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(28)  平18厚令171第206条の20  準用（第38条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 32　苦情解決 | (1) 指定自立生活援助事業者は，その提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，その提供した指定自立生活援助に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 指定自立生活援助事業者は，その提供した指定自立生活援助に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定自立生活援助の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定自立生活援助事業者は，その提供した指定自立生活援助に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (6) 指定自立生活援助事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  (7) 指定自立生活援助事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。  当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。  ○　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | 平18厚令171第206条の20  準用（第39条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(29)①  平18厚令171第206条の20  準用（第39条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(29)②  平18厚令171第206条の20  準用（第39条第３項）  平18厚令171第206条の20  準用（第39条第４項）  平18厚令171第206条の20  準用（第39条第５項）  平18厚令171第206条の20  準用（第39条第６項）  平18厚令171第206条の20  準用（第39条第７項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 33　事故発生時の対応  34　虐待の防止  35　会計の区分 | (1) 指定自立生活援助事業者は，利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  (3) 指定自立生活援助事業者は，利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  指定自立生活援助事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定自立生活援助事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定自立生活援助事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　指定自立生活援助事業者は，指定自立生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに，指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定自立生活援助事業者が定めておくことが望ましい。  また，事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ○　指定自立生活援助事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  ○　指定自立生活援助事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。  ＜参考＞  「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） | ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類  ○収支予算書・決算書等の会計書類 | 平18厚令171第206条の20  準用（第40条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(30)  平18厚令171第206条の20  準用（第40条第２項）  平18厚令171第206条の20  準用（第40条第３項）  平18厚令171第206条の20  準用（第40条の２）  平18障発第1206001号  第三３(31)  平18厚令171第206条の20  準用（第41条）  平18障発第1206001号  第三３(32) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 36 記録の整備  37　電磁的記録等  第５　変更の届出等 | (1) 指定自立生活援助事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該指定自立生活援助を提供した日から５年間保存しているか。  ①　サービス提供の記録  ②　自立生活援助計画  ③　市町村への通知に係る記録  ④　苦情の内容等の記録  ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  (1) 指定自立生活援助事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  (2) 指定自立生活援助事業者は，当該指定自立生活援助の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の一月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑤までの書類  ○電磁的記録簿冊  ○変更届（控） | 平18厚令171第206条の20  準用（第206条の11第１項）  平18厚令171第206条の20  準用（第206条の11第２項）  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  法第46条第１項  施行規則第34条の23  法第46条第２項  施行規則第34条の23 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　自立生活援助サービス費 | (1) 指定自立生活援助に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14の３により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定自立生活援助に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定自立生活援助に要した費用の額となっているか。）  (2) (1)の規定により，指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  (1) 自立生活援助サービス費（Ⅰ）については，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第６条の11の２において定める法第５条第20項に規定する主務省令で定めるもの又は指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15の１の４の注１に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第５条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって，退所等をしてから１年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から１年以内のものに対して，指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が，１月に２回以上，利用者の居宅を訪問することにより，指定自立生活援助を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  (2) 自立生活援助サービス費(Ⅱ)については，(1)に該当する者以外の障害者に対し，指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、１月に２回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に，所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二  平18厚告523  別表第14の３-１-注１  平18厚告523  別表第14の３-１-注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (3) 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の(1)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満）については，指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については，１人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。以下(4)から(6)までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，(1)に該当する者に対して，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を算定しているか。  (4) 自立生活援助サービス費(Ⅰ)の(2) （利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上）については，指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，(1)に該当する者に対して，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位を算定しているか。  (5) 自立生活援助サービス費（Ⅱ）の(1)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満）については，指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30未満として県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，(2)に該当する者に対して，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を算定しているか。  (6) 自立生活援助サービス費（Ⅱ）の(2)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上）については，指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，(2)に該当する者に対して，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を算定しているか。  (7) 自立生活援助サービス費（Ⅲ）については，指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が，１月に２回以上，指定自立生活援助を行った場合であって，指定障害福祉サービス基準第206号の18に規定する支援として，利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ１月に１日以上行った場合に，１月につき所定単位数を算定しているか。  　　　ただし，自立支援生活援助サービス費（Ⅰ）又は自立生活援助サービス費（Ⅱ）を算定している場合には算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第14の３-１-注３  平18厚告523  別表第14の３-１-注４  平18厚告523  別表第14の３-１-注５  平18厚告523  別表第14の３-１-注６  平18厚告523  別表第14の３-１-注７ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （人員基準欠如減算）  （個別支援計画未作成減算）  （標準利用期間超過減算）  （情報公表未報告減算）  （業務継続計画未策定  減算）  　※令和７年４月１日から適用  （虐待防止措置未実施  減算）  （特別地域加算） | (8) 自立生活援助サービス費については，次の①から③までのいずれかに該当する場合に，それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の九の三の表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合　100分の70  ②　指定自立生活援助の提供に当たって，自立生活援助計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  イ　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50  ③　指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第６条の10の６において定める法第５条第16項に規定する厚生労働省令で定める期間に６月間を加えて得た期間を超えている場合　　100分の95    　(9) 法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表サービス等情報にかかる報告を行っていない場合は所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　(10) 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に想定する単位数を所定単位数から減算しているか。  (11) 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  (12) 平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して，指定自立生活援助事業所の従業者が，指定自立生活援助を行った場合は，１月につき230単位を所定単位数に加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第14の３-１-注８  平18厚告523  別表第14の３-１-注8(1)  平18厚告550の九の三  平18厚告523  別表第14の３-１-注8(2)  平18厚告523  別表第14の３-１-注8(3)  平18厚告523  別表第14の３-１-注９  平18厚告523  別表第14の３-１-注10  平18厚告523  別表第14の３-１-注11  平18厚告523  別表第14の３-１-注12 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （地域生活支援拠点等  機能強化加算）  ３　福祉専門職員配置等加算 | (13) 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第15号のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，指定自立生活援助を行った場合に，地域生活支援拠点等機能強化加算として，所定単位数に500単位を加算しているか。  　　　ただし，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭長長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第15号のイの⑴の㈣に規定する拠点コーディネーター１人につき，当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者，指定相談基準第39条第３項に規定する指定地域定着支援事業者，指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において，１月につき100回を限度とする。  (1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については，地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  (2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については，地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は，算定しない。  (3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は，算定しない。  ①　地域生活支援員として配置されている従業者のうち，常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち，３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第14の３-１-注13  平18厚告523  別表第14の３-２-注１  平18厚告523  別表第14の３-２-注２  平18厚告523  別表第14の３-２-注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　ピアサポート体制加算  ５　初回加算  ５－２　集中支援加  　算  ６　同行支援加算  ７　緊急時支援加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九号に適合しているものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  指定自立生活援助事業所の従業者が，指定自立生活援助を行った場合に，指定自立生活援助の利用を開始した月について，１月につき所定単位数を加算しているか。  自立生活援助サービス費(Ⅰ)が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が，１月に６回以上，利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  指定自立生活援助事業所の従業者が，利用者に対して，外出を伴う支援を行うに当たり，当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に，外出を伴う支援の回数に応じ，1月につき所定単位数を加算しているか。  (1) 緊急時支援加算（Ⅰ）については，指定自立生活援助事業者が，利用者に対して，当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において，当該利用者又はその家族等からの要請に基づき，深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 緊急時支援加算（Ⅰ）が算定されている指定自立生活援助事業所が，平成18年厚生労働省告示第551号に規定する「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第十五号に適合しているものとして県知事に届け出た場合に，更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  (3) 緊急時支援加算（Ⅱ）については，指定自立生活援助事業者が，利用者に対して，当該利用者の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において，当該利用者又はその家族等からの要請に基づき，深夜に電話による相談支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は加算していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第14の３-３-注  平18厚告543  平18厚告523  別表第14の３-４-注  平18厚告523  別表第14の３-４-２-注  平18厚告523  別表第14の３-５-注  平18厚告523  別表第14の３-６-注１  平18厚告523  別表第14の３-６-注２  平18厚告551  平18厚告523  別表第14の３-６-注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　利用者負担上限額  管理加算  ９　日常生活情報提供加算  10　居住支援連携体制加算  11　地域居住支援体制強化推進加算 | 指定自立生活援助事業者が，利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  指定自立生活援助事業所の利用者のうち，精神科病院等に通院する者について，当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において，当該指定自立生活援助事業所の従業者が，あらかじめ当該利用者の同意を得て，当該精神病院等の職員に対して，当該利用者の心身の状況，生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に，当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の二号に適合しているものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において，住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して，1つきに1回以上，利用者の居住の確保及び居住に必要な情報を共有した場合に，1月につき所定単位数を加算しているか。  指定自立生活援助事業所の従業者が，当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て，当該利用者に対して，住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して，居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で，協議会又は保健，医療及び福祉関係者による協議の場に対し，当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に，当該指定自立生活援助事業所において，当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第14の３-７-注  平18厚告523  別表第14の３-８-注  平18厚告523  別表第14の３-９-注  平18厚告543  平18厚告523  別表第14の３-10-注 | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| 12　福祉・介護職員処遇改善加算  13　福祉・介護職員　　等特定処遇改善加算  14　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が，利用者に対し，指定自立生活援助を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間に，次に掲げる単位を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。  ①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　2～11までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　2～11までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　2～11までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の四に適合している福祉・介護職員を中心とした賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が，利用者に対し，指定自立生活援助を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては，次に掲げる他方の加算は算定しない。  　①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　2～11までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　2～11までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が，利用者に対し，指定自立生活援助を行った場合は，2～11までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告543の三十九の三準用（二）  平18厚告543の三十九の四準用（十七）  平18厚告543の三十九の五準用（三の二） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　福祉・介護職員等処遇改善加算 | (1) 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十九の三に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（２）において同じ。）が,利用者に対し,指定自立生活援助を行った場合に,当該基準に掲げる区分に従い,次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか  ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては,次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) １から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数  ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) １から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数  ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ) １から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  二 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ) １から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数  (2) 令和７年３月31日までの間，平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十九の三に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定自立支援生活援助事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定自立生活援助を行った場合に,当該基準に掲げる区分に従い次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) １から10までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数  ②　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) １から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) １から10までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)  １から10までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) １から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) １から10までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数  ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) １から10までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数  ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) １から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) １から10までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) １から10までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数  ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) １から10までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数  ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) １から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画  ○実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第14の3の11の注1  平18厚告543の三十九の三準用（二）  平18厚告523  別表第14の3の11の注2  平18厚告543の三十九の三準用（二） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) １から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数  ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) １から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  |  |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平26厚令５ | 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年１月23日，厚生労働省令第５号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告550 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年９月29日，厚生労働省告示第550号） |
| 平21厚告176 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年３月３日，厚生労働省告示第176号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |